

平成 2 8 年 2 月 2 2 日 招 集

第 1 回天草市議会（定例会）追加議案書

（その 1）

天 草 市

平成２８年第１回天草市議会（定例会）追加議案
（その１）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第７３号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成２８年 ２月２６日		
議第７４号	天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃		

議第 73 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年天草市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

第 37 条第 4 号中「母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 4 項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 5 項」に改める。

第 43 条第 8 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

附則に次の見出し及び 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項及び第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第28条及び第43条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改

正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 74 号

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 26 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天草市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年天草市条例第 264 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 7 項中「次条第 2 項」を「次条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「次条第 4 項本文」を「次条第 3 項本文」に改める。

附則第 5 条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の天草市消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の改正

に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

